

# 道路交通法の一部改正について

準中型自動車及び準中型免許が新設されます。（平成29年3月12日施行）

職業運転者の雇用や就職問題を解決するため、中小型の貨物自動車を中心とする車両総重量3.5～7.5トン未満、最大積載量2～4.5トン未満の自動車免許の取得年齢が18歳に引き下げられます。

※準中型自動車免許が新設されることから、法改正後の普通自動車は車両総重量3.5トン未満、最大積載量2トン未満に引き下げられます。

※当校は、普通自動車及び自動二輪車教習のみの扱いとなります。

## 重要

現在、普通免許を取得するため教習を受けている方、または受けようとしている方は、**教習期限の9か月以内に教習所を卒業したとしても、新制度開始の前までに運転免許試験に合格しないと、現行の普通免許は受けることができません。**ご注意ください。

※教習所を卒業後は、速やかに運転免許試験を受験されることをおすすめします。

## 【現行の免許制度】

自動車の種類	車両総重量	最大積載量	第一種免許の種類	受験資格
普通自動車	5トン未満	3トン未満	普通自動車免許	18歳以上



## 【改正後の免許制度】

自動車の種類	車両総重量	最大積載量	第一種免許の種類	受験資格
準中型自動車	<b>7.5トン未満</b> <b>3.5トン以上</b>	<b>4.5トン未満</b> <b>2トン以上</b>	準中型自動車免許	18歳以上
普通自動車	<b>3.5トン未満</b>	<b>2トン未満</b>	普通自動車免許	18歳以上

法改正が例年の混雑期と重なります。お早目の入校をおすすめします！！